

(平成22年3月31日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

奈良国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 10 月から 50 年 3 月まで

私は、30 歳を過ぎたころ、勤めていた事業所の店主から未納の国民年金保険料を一括で納付できる制度があると聞いた。その当時は、給料も安かったので、賞与が支給された時に、妻の未納分の保険料と一緒に最寄りの市役所庁舎で一括納付した。

申立期間について、記録を調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた事業所の店主に教えられ、賞与支給時に申立期間の保険料を一括納付したと述べているところ、当該事業所の店主は、昭和 50 年 11 月 15 日に特例納付を行っていることが国民年金被保険者台帳から確認できる上、その店主は、「申立人に特例納付を勧めると、申立人は、『賞与が出たら行く。』と言っていた。私が特例納付を行い、少し日が経つてから、『未納分を一括納付して来た。』と私に言った。」と証言していることから、申立人は、第 2 回特例納付が実施されていた期間（49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）に申立期間の保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人の居住していた市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 40 年 10 月 4 日に被保険者資格を取得し、58 年 4 月 25 日に資格喪失するまで、強制加入被保険者であったことが記載されており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、勤めていた事業所の店主は、申立人から保険料を一括で納付したことを見た際に、申立人の領収書を見たとも述べており、「金額は忘れた

が、私が納付した金額より少ない金額であったことを憶えている。」と間接的ながら納付金額にも言及しており、実際に必要となる保険料額を比較したところ、店主は特例納付と過年度納付で 10 万 4,400 円、申立人が特例納付と過年度納付で 9 万 9,000 円となることから、店主の記憶には整合性があることがうかがえる。

加えて、店主の所持する領収書を見ると、特例納付と過年度納付を合算した保険料を 1 枚の納付書で収納されたことが認められるとともに、店主が手続をした昭和 50 年 11 月の時点では、特例納付では納付できず、かつ本来は時効により納付することができない 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料についても収納されていることから、当時、申立人が居住していた住所地では、未納保険料の時効について、過年度納付の例外的取扱いが行われていたことが認められ、申立人の 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料についても、過年度納付することが可能であったものと推認でき、申立人の「未納分の保険料を一括で納付した。」とする主張とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 46 年 7 月に、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行った。加入手続後は、夫が金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 2 月 15 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立てどおり夫婦二人分の加入手続を一緒に行つたことがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳によると、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料については夫婦共に同日の 51 年 8 月 5 日に過年度納付していることが確認できること、オンライン記録によると、48 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、夫婦共に、平成 20 年 1 月 30 日にそれまで未納であったものが納付済みに記録訂正されていること、及び申立期間を除いて加入後の夫婦の納付期間が一致していることから判断して、申立人夫婦は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたものと推認できる。

このような夫婦の納付状況を踏まえると、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの保険料については、夫が納付済みとなっているのに申立人が未納となっているのは不自然であると考えられる。

他方、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から同年 12 月までを除く期間については、夫婦共に未納となっている上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録は一致し、当該期間については、すべて未納と記録されていることが確認でき、行政側の記録管理に不自然なところは見受けられない。

また、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を、夫婦共に、51 年 8 月 5 日にまとめて過年度納付していることから、納付期間の保険料を納付期限までに規則正しく納付していたとも考え難く、一方、申立人は、申立期間のうち、48 年 10 月から同年 12 月までを除く期間の保険料について、具体的な納付方法等について記憶しておらず、保険料を納付したことをうかがうこと ができるない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 42 年 11 月から 43 年 3 月まで

② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私が学生であった 20 歳の時から、父親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていた。父親は家業の経理にも携わっており、年金のことについてもとても几帳面であったので、当然に私の保険料も納付されているはずである。申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関して、20 歳になった当初より父親に一任しており、申立人自身は直接関与してはいないが、申立人の納付記録によると、厚生年金保険加入期間及び申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、付加保険料を含め前納していた期間がある上、申立人の保険料を納付していた申立人の父親も昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで国民年金保険料を完納するなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

したがって、申立期間②については、12 か月と短期である上、申立期間前後の期間について国民年金保険料を納付し、生活環境にも特段の変化は無いとしていることから、継続して保険料を納付していると考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 10 月 31 日に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間①の直後である昭和 43 年度分及び 44 年度分の 2 年間について免除申請していることから、申立期間①のみ保険料を納付していたとは考えにくい。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、前年度である申立期間①については免除申請はできず、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者のうち、多数の被保険者が申立人と同様に昭和 42 年度まで未納の後、43 年度に免除申請していることから、当時はほとんどの被保険者が前年度の保険料をさかのぼって納付することはなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和37年に結婚した当初は国民年金保険料を納付できない時期があったが、保険料を納付できるようになってからは、夫と私の二人分の保険料と一緒に納付していた。夫の記録は納付となっているのに、私の保険料だけが6か月間未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和35年11月25日と41年7月1日の2回払い出されており、最初の国民年金手帳記号番号で納付された保険料については、2つ目の国民年金手帳記号番号の記録に統合されている。

申立人の2つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、婚姻後しばらくして加入手続をしたとする申立人の主張と符合する上、この時点でさかのぼって納付できる保険料を積極的に納付したと考えられるほか、申立人自身が保険料を納付していないと認識している時期及び申立期間以外は、保険料を完納していることが確認でき、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人と申立人の夫の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、夫婦が同日に納付している期間が複数確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張とおおむね一致しており、申立人の夫の保険料が納付されている申立期間については、申立人の保険料も納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は6か月と短期であり、申立期間とその前後の期間における申立人の経済状況等に大きな変化は無く、国民年金保険料を滞納するような事情は見当たらず、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 587

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から43年6月までは5万2,000円、同年7月及び同年8月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月1日から43年9月2日まで
昭和39年2月にA社に入社し、平成7年12月に退職するまで、転勤はあったが出向や休職などではなく、厚生年金保険料も一度も途切れることなく、控除されていたはずである。

しかし、年金記録は昭和42年2月1日から43年9月1日までが未加入になっているので調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員カード及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和38年11月1日から平成7年11月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、従業員カードにより、昭和42年1月21日から45年10月20日まで同社C支店に勤務していたことが認められるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、43年9月2日から45年11月1日までの期間は同社B支店において被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、D社（A社の人事管理会社）は、「社会保険の適用事業所はB支店及びE本社のみであり、C支店に勤務していた社員については、B支店において、被保険者資格の取得及び喪失等の手続を行っていた。」としており、事実、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社C支店に勤

務していた同僚は、同社B支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人の同社B支店における資格取得日については、同社E本社における資格喪失日と同日の昭和42年2月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と業務内容や勤務形態の同質性が高い前任者の標準報酬月額から昭和42年2月から43年6月までは5万2,000円、A社から提出された従業員カード給与社歴から同年7月及び同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和42年2月から43年8月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、43年9月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 588

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていましたことが認められることから、A社（昭和44年12月からは、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（43年9月29日）及び資格取得日（45年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月29日から45年2月1日まで

私は、昭和43年7月に、正社員としてA社に入社してから、平成13年7月に退職するまでの間、途中で退職や出向すること無く、一貫して同社に勤務してきた。申立期間当時は、仕事内容、給料の額などに変化は無かった。申立期間の記録が無いのは納得できないので、私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和43年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月29日に資格を喪失後、45年2月1日に同社において再度資格を取得しており、43年9月から45年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の当時の事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間について同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は、「事業所が社会保険の届出を行った後であれば、給与から厚生年金保険料を控除していた。」としており、また、申立人の勤務形態及び業務内容と同質性の高い同僚は、申立期間の前後を通じて厚生年金被保険者記録が継続していることが確認できる上、「申立人は、私と同じ仕事をしていたので、給与から保険料が控除されていたはずである。」と証

言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は関係書類を破棄しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

私は、昭和41年7月にB市に所在するA社からC市に所在する同社本店に異動したが、その異動後の41年7月28日から同年8月8日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。その間も給料の支払いはあったので、記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る住民票により、昭和41年7月29日にD市に転入したことが確認できることから、申立人のC市に所在するA社における資格取得日は、B市に所在するA社における資格喪失日と同日の同年7月28日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 46 年 7 月に、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行った。加入手続後は、私が金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付し、未納は無いはずであるとしているが、申立期間の保険料については、夫婦共に未納となっている上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録は一致し、当該期間については、すべて未納と記録されていることが確認でき、行政側の記録管理に不自然なところは見受けられない。

また、国民年金被保険者名簿によると、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を、夫婦共に、51 年 8 月 5 日にまとめて過年度納付していることから、納付期間の保険料を納付期限までに規則正しく納付していたとも考え難く、一方、申立人は、申立期間の保険料について、具体的な納付方法等について記憶しておらず、保険料を納付したことをうかがうことができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 5 月から 62 年 3 月まで

同僚 3 人と昭和 58 年 5 月に設立した会社が、厚生年金保険の非適用事業所であったため、国民年金に加入した。同僚は、昭和 58 年 6 月から国民年金保険料が納付済みとなっている。妻が私の保険料を納付してくれていたにもかかわらず、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月に会社を設立後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 8 月 12 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、58 年 5 月から 60 年 6 月までの保険料は、時効により納付することはできない上、これより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日と同日の昭和 62 年 8 月 12 日に、同年 4 月から 8 月までの保険料をまとめて納付し、同年 9 月以降の保険料を毎月納付していることが確認できることから、同年 8 月に加入手続を行い、保険料納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行つたと述べているが、国民健康保険については、昭和 60 年 5 月 1 日に届出を行い、同日に加入していることが確認できること、また、夫婦の保険料と一緒に納付したとしているが、62 年 4 月から平成元年 4 月までの保険料は夫婦が異なる日に納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さが見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 10 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月まで
私は、昭和 36 年ごろに勤務していた会社で厚生年金保険に加入していることを知らず、国民年金に加入し保険料を納付していた。平成 5 年に再び厚生年金保険に加入するまで、継続して国民年金保険料を納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに国民年金に加入し、平成 5 年に再び厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 9 月 10 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらぬことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和 51 年 6 月の欄には「この月まで納不要」と保険料を納付する必要がないことを示す記載が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったことが推認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、申立人が申立期間直後の昭和 51 年 7 月 27 日に国民年金被保険者資格を任意で取得している旨の記載があり、51 年 7 月分からの国民年金保険料の納付記録のあるオンライン記録とも一致しており、不自然さは見受けられない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良厚生年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 10 日から 29 年 8 月 20 日までのうちの 12 か月間

A 社（現在は、B 社）が募集した、C 島での解体、清掃等の出稼ぎ労働に応募し、1 年の契約で C 島に行った。現地では鉄骨の解体等でクレーンを操作していたが C 島で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 島で建築物等の解体、清掃作業を行っていた際の状況等について具体的な記憶があり、その内容は A 社の従業員の証言等と一致すること、C 島での作業に従事していた同社の社員が申立人ことを記憶していることから、申立人が、同社が募集した C 島での作業に従事していたことは推認できる。

しかし、A 社は、当初からの同社社員ではなく、申立人のように期間限定の雇用形態で C 島での作業に従事した作業員についての厚生年金保険加入の取扱いについては不明であるとしている上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳には申立人の氏名が記載されていない。

また、申立期間前後に同社において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会を行ったところ、「A 社の社員の中から C 島へ行ったのは十数名であった。また、C 島での作業のために A 社の社外から集められた作業員は数百人いた。」との証言が得られ、同社の社史においても、C 島での作業が行われたとされる昭和 26 年から 30 年までの間の、C 島における労働者数は最高で 600 人であったことが記載されている。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、上記期間に同社において数百名の

者が厚生年金保険被保険者の資格を取得した形跡は無く、C島での作業のために期間限定で雇用された作業員について、同社は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人がC島で一緒に作業をしていたと記憶し、申立人同様に期間限定の雇用形態であった複数の同僚及びA社の社員がC島で申立人同様にクレーンの操作をしていたとしている作業員について、同社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査したが、上記同僚等の氏名を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 11 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで

申立期間中は A 社に勤務しており、労務課会計係で事務の仕事をしていた。当時の同僚の氏名も記憶している。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた当時の業務内容及び同僚の氏名等について具体的な記憶を有していることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 18 年 7 月から 19 年 9 月までの期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が適用されていた期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者とされていたところ、申立人は労務課会計係で事務の業務に従事していたとしていることから、労働者年金保険法の適用対象の筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

また、申立人は、同社において昭和 19 年 10 月まで在籍していたと述べているが、同社（後に、B 社に社名変更）は既に廃業しており、当時の人事記録等の確認ができない上、申立人が記憶している同社の同僚の連絡先を特定することができず、当時の申立人の勤務期間及び勤務状況について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 15 日から 28 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社（入社時は、B 社）における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 22 年に A 社に入社し、28 年 3 月に A 社を退職した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、家業を継いでいた兄が昭和 28 年ごろに亡くなり、その数か月後に A 社を退職し家業を継いだとしていたところ、除籍謄本により、申立人の兄は 24 年 2 月 27 日に死亡していることが確認でき、その約 2 か月半後の 24 年 5 月 15 日に申立人は A 社における厚生年金保険の資格を喪失している。

また、申立人が申立期間に勤務していたと主張する部署に勤務し、昭和 25 年 5 月から A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人のことは憶えていない。」としている。

さらに、A 社は証券取引所に上場しているところ、複数の同僚から、「上場直前の賞与は、現金の他に自社株が支給された。」旨の証言が得られたが、申立人は、「賞与は現金のみであった。」と述べる等、申立期間当時の事業所の状況についての記憶が明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 593

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 31 日まで
昭和 30 年に就職し 37 年に退職するまで、A 社に勤めていた。昭和 33 年 6 月以降の記録が無いが、間違いなく働いていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、37 年 4 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間のうち、33 年 6 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所では無い上、当時、同社に在籍していた被保険者は、申立人と同様に全員が 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

また、同社は、昭和 37 年 4 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人は、正式な退職は 37 年 1 月であり、その後 8 月までは引き継ぎのために出社していたとしている。

さらに、同社の昭和 37 年 4 月以降の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い。

加えて、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 30 年ごろの 15 か月間

A市にあったB社で、C市のD社の工場へ部品を運ぶ仕事をしていたが、勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社は、昭和 35 年当時のA市の住宅地図においてその存在は確認できるものの、同事業所名及び類似の名称等の事業所が申立期間前後に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、B社の代表者の氏名を覚えておらず、同僚の氏名も記憶しているのは姓のみであるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 595

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 26 年 4 月 1 日に定時採用社員として A 社 (現在は、B 社) に採用され C 支店に配属された。同時入社の同僚全員が 4 月 1 日に厚生年金保険に加入しているのに私だけが 1 か月後の 5 月 1 日になっているのはおかしい。調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社発行の在籍期間証明書及び同社提出の社員名簿 (人事記録) 並びに同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、同社から提出された申立人の社員名簿には、昭和 26 年 4 月 1 日に試験として採用され、同年 5 月 1 日に本採用となった記録が確認できる。

しかしながら、同期入社した複数の同僚は、「会社から、入社後 1 か月は試験期間であり、厚生年金保険は本採用となる 5 月 1 日から加入する旨の説明を聞いた。」と証言しており、A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、翌年の 4 月 1 日に入社し同支店に配属されたと述べている者の厚生年金保険の資格取得日も入社の 1 か月後の 27 年 5 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社に勤めていた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間当時、夫は求職中、息子は入院中で、一時、私の被扶養者になっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された回答書により、申立人は、A 社 B 店に申立期間を含む昭和 53 年 3 月 26 日から 61 年 1 月 31 日まで、パートタイマーとして勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る A 社での雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録は、いずれの資格取得日も昭和 58 年 5 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、A 社人事課では、パートタイマーを厚生年金保険に加入させることについて、「一般的に、勤務時間の増加により、途中から厚生年金保険に加入することがよくある。申立人に関する当時の関係書類は残っていないが、途中で契約内容が変更になったことが考えられる。」と述べている。

さらに、申立期間当時、夫は厚生年金保険の適用事業所に勤務し、息子は夫が加入していた政府管掌健康保険の被保険者証を使い入院しており、両名とも申立人の被扶養者でなかったことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。